

通算法人である中小企業者等の試験研究費の額に係る
税額控除可能分配額等の計算に関する明細書

別表六(十)付表

令五
・
四
・
一
以
後
終
了
事
業
年
度
分

	事業年度	：	：	法人名	
他の通算法人の試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「12の計」) - (別表六(十)「1」)	1	円	他の通算法人の調整前法人税額の合計額 (別表十八(二)「16の計」) - (別表六(十)「14」)	16	円
各通算法人の試験研究費の額の合計額 (1) + (別表六(十)「1」)	2	円	各通算法人の調整前法人税額の合計額 (16) + (別表六(十)「14」)	17	円
控除額の合計額 (別表十八(二)「13の計」) - (別表六(十)「4」)	3	円	法人税額基準額の合計額 (8) > 9.4% 又は (8) > 12% の場合 (11) > 10% の場合の特例加算割合 $((11) - \frac{10}{100}) \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	18	0.35
各通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (3) + (別表六(十)「4」)	4	円	基準年度比合算売上金額減少割合 $\geq 2\%$ かつ通算親法人の事業年度が令和5年3月31日以前に開始した事業年度の場合の特例加算割合 (別表六(十三)「11」)	19	
合算増減試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「14の計」) - (別表六(十)「5」)	5	円	法人税額基準額 ((17) + (別表六(十五)「9」)) × (((18)、 (0.25 + (19)) 又は 0.25) + (20))	20	円
各通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (5) + (別表六(十)「5」)	6	円	税額控除可能額 ((15)と(21)のうち少ない金額)	21	
合算増減試験研究費の額 (2) - (6)	7	円	控除分配割合 (別表六(十)「14」) ÷ (17)	22	
合算増減試験研究費割合 $\frac{(7)}{(6)}$	8	円	税額控除可能分配額 (22) × (23)	23	円
合算試験研究費の額 (別表十八(二)「15の計」) - (別表六(十)「8」)	9	円	この申告が修正する場合の当初申告税額控除可能額 (当初申告の(22))	24	
各通算法人の平均売上金額の合計額 (9) + (別表六(十)「8」)	10	円	当初申告税額控除可能分配額 (当初申告の(24))	25	
合算試験研究費割合 $\frac{(2)}{(10)}$	11	円	(22) \geq (25) の場合 (26)	26	
割増前合算税額控除割合 $\frac{12}{100} + ((8) - \frac{9.4\text{又は}12}{100}) \times (0.35\text{又は}0.375)$ (0.12未満の場合又は(6)=0の場合 は0.12)	12	円	(22) 税額控除超過額 (25) - (22)	27	
(11) > 10% の場合の控除割増率 $((11) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	13	円	^(26) > 0 の場合の税額控除可能分配額 (26) - (28) (マイナスの場合は0)	28	
合算税額控除割合 (12) + (12) × (13) (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17)	14	円	(28) > (26) の場合の税額控除超過取戻税額 (28) - (26)	29	
中小企業者等試験研究費基準額 (4) × ((14) 又は 0.12)	15	円	非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額	30	
			正申告である場合の当期税額基準額 (31) の法人税額相当額	31	
			非特定欠損金額を(31)の法人税額相当額 (32) × (((18)、(0.25 + (19)) 又は 0.25) + (20))	32	
			調整後税額控除可能額 ((15)と((21) - (33))のうち少ない金額)	33	
			(25) > (34) の場合の非特定欠損金 調整取戻税額 (25) - (34)	34	
				35	